

審理員指名基準

- 1 審理員は、原則として、処分を行った局（区）の中から、処分に関与していない者を指名する。
 - 2 主管課又は筆頭課の管理職を指名することを基本とするが、これらの者が処分に関与している場合や、事案の内容等から他に適任者がいる場合は、局（区）内の他課から指名する。
 - 3 区、事業所等で行った処分については、当該処分の事務に係る本庁の本課（例：市税事務所の場合の課税事務・納税事務など）がある場合は、当該本課の管理職を指名することを基本とするが、これらの者が処分に関与している場合や、事案の内容等から他に適任者がいる場合は、当該本課が属する局内の他課から指名する。
 - 4 「処分に関与している」は、処分の審査や判断に実質的に関わった者をいい、次の者などが該当する（法令等の一般的な解釈を示した者等は該当しない）。
 - (1) 決裁を承認・合議した者
 - (2) 決裁に関与せずとも具体的に指揮監督していた者
 - (3) 処分に際して聴聞・立入検査等を行った者
 - 5 処分時に関与していなくても、審理員に弁明書を提出する際の決裁（専決区分：通常のものとは課長、重要なものは局長）に関与する者の指名は、避けることとする。
- ※ なお、次の場合は、審理員の指名が不要となる。
- (1) 他の第三者機関で審査される場合
 - ア 行政委員会（教育委員会等）が審査庁となる場合
 - イ 附属機関（建築審査会等）が審査庁となる場合
 - ウ 情報公開又は個人情報保護審査会への諮問を経て裁決する場合
 - (2) 本市で審査するものではない場合（県の機関に申し立てられたもの）